

性暴力対策に関する取組について（概要版）

性暴力とは

性暴力とは、同意に基づかない、対等でない、強要された性的な行為や発言をいいます。
性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

【性暴力となる行為の例】

強制性交、強制わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮等の性犯罪や、セクシュアルハラスメント、AV出演強要、ストーカー行為などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

無理やりに性交等された被害経験

【被害割合】

女性の約14人に1人が
無理矢理に性交等をされた
被害経験がある

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

【子どもに対する性暴力】

被害にあった時期は
「小学校入学前」が8.5%
「小学生のとき」が11.3%

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

【加害者との関係】

加害者の8割近くが配偶者や
交際相手、顔見知り

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

【被害の相談状況】

被害者の6割近くが
被害をどこ（だれ）にも相
談していない

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

職場でのセクハラ被害

約10人に一人が
過去3年間に勤務先で
セクシュアルハラスメントの
被害を受けたことがある

厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」（令和2年度）

ストーカー被害

約13人に一人が
特定の人から執拗な
つきまとい等の被害を
受けたことがある

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

二次被害について

「嫌なら抵抗するはず」「肌を露出した服を着ていた被害者にも落ち度がある」などの性暴力に関する誤った認識、偏見に基づく周囲の人々の言動により、多くの被害者が被害後にさらに精神的に傷つけられています。このような、二次被害を防ぐためには、社会全体が性暴力に関する理解を深め、偏見をなくす必要があります。

DVにおける性暴力

内閣府調査によると、性暴力の加害者の半数以上は、配偶者や交際相手であることが明らかとなっています。性暴力被害の中でも性的DV（配偶者等からの性暴力）は、とりわけ、潜在化しやすく、被害者も性暴力であると認識しづらいことや、性犯罪として捉えることが困難なことなど、多くの課題があります。

これに対して、刑法の改正に向けた検討において、配偶者間の性暴力を処罰の対象とすることや、DV防止法の改正検討において、通報や保護命令の対象を、性的DVにまで拡大するなど、性的DVの法的な規定に向けた動きがあります。

大阪府における性暴力対策の取組

昨今、性暴力やセクシュアルハラスメントなどの「女性に対する暴力」が社会問題となっている中、性暴力に関する教育・啓発から被害者に対する相談・支援、被害防止対策までの一貫した取組が求められています。

大阪府では、令和3年3月に策定した「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に「性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進・強化」を基本的方向性のひとつに位置付け、性暴力のない社会の実現をめざし、各行政分野において、「教育・啓発」、「相談の充実・被害者支援」、「被害防止対策」に関する取組を行っています。

(1) 教育・啓発

性暴力被害に関する誤解や、誤った固定観念を払しょくし、ジェンダー平等に関する理解を深め、暴力から自分を守る力を育成します。

主な取組

- 子ども自身が性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないような教育・啓発の実施
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における各種啓発の実施
- 性暴力被害を防止するとともに、相談に繋げるための啓発・情報発信の実施
- 企業におけるセクシュアルハラスメント防止に向けた理解の促進

(2) 相談窓口の充実・被害者支援

- 被害者にとって身近で多様な相談窓口の設置、相談しやすい環境の整備などを進め、被害の潜在化の防止に取り組みます。
- 被害者の状況に配慮した支援により、被害者の心身の負担を軽減し、回復に繋がります。

主な取組

【相談の充実】

- 性犯罪被害者の不安の軽減・解消に配慮した「性犯罪被害110番」による相談の実施
- 性暴力被害等に悩む女性を支援するための女性弁護士による法律相談の実施
- セクシュアルハラスメント等に関する労働相談の電話、面談及びオンラインによる実施

【被害者支援】

- 性暴力救援センター・大阪 SACHICOによる総合的・包括的な取組の支援
- 児童買春・児童ポルノ法違反等の被害者に対する継続的な支援の実施
- DV被害者への相談、保護から自立支援までの包括的な支援の実施

(3) 被害防止対策

性暴力・性犯罪を根絶するため、規制や取り締まりの強化及び再犯防止の推進等による被害の未然防止に取り組みます。

主な取組

- 子どもに対して性犯罪を犯した刑期満了者への社会復帰支援と、警察における出所後の継続的な所在確認や面談実施による再犯の防止
- いわゆる「JKビジネス」に青少年を従事させること等及び青少年に対する淫らな性行為、わいせつな行為の禁止
- ストーカー加害者への精神医学的な対処等による再犯の防止